

## 第64回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日時 平成23年1月13日(木) 14:00~16:00  
2 場所 埼玉会館 5B会議室  
3 出席者 委員6名(敬称略)

大畑亨、坂本邦宏、松村敦子、森田茂夫、横山栄  
渡辺洋子(左記1名は意見の開陳による出席)

※事務局 下仲産業労働部副部長  
星野商業支援課長  
松本商業支援課副課長  
大型店立地担当職員4名

### 4 審議内容

県意見についての審議

#### ア 新設

- 新設(5条1項) ファッションセンターしまむら藤久保店
- 新設(5条1項) (仮称)狭山市駅新商業施設
- 新設(5条1項) (仮称)ベルク川越むさし野店
- 新設(5条1項) 高坂ファッションモール
- 新設(5条1項) マミーマート蓮田山ノ内店
- 新設(5条1項) コープニツ宮店

#### イ 変更

- 変更(6条2項) 合同会社西友所沢駅前店
- 変更(6条2項) 春日部三井ショッピングセンター
- 変更(6条2項) 新座ショッピングデパート
- 変更(6条2項) ベルク深谷稻荷町店

5 傍聴人 なし

6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。

(1) 交通について 1月5日(水) 坂本邦宏 委員

(2) 騒音について 12月27日(月) 横山栄 委員

## 会議要旨（概要）

### 1 開会

### 2 議事

#### 県意見についての審議

#### ア 新設

- 新設（5条1項） ファッションセンターしまむら藤久保店  
（事務局説明）

【委員】 出入口B前の路上に右折入庫を禁止するポストコーンを設置しているが、現地写真によると設置されていないようだが。

【事務局】 店舗開店までに設置することとしている。

【委員】 交差点の直近に出入口が設置されているため、車両の出入りについては安全に十分配慮すること。

【事務局】 設置者に対し指導する。

【委員】 現地写真で西側駐車場に設置されている建物は何か。

【事務局】 建築工事の現場事務所であり、工事完了後に撤去する。

【委員】 店舗西側の直近の交差点で交通量予測を行わなかったのは、明らかに交通量が少ないからか。

【事務局】 直近の交差点より南側の藤久保東側交差点の方が付近に大型店が2店あることから、より交通の負荷がかかるのが明らかなので、所轄警察署とも協議の上藤久保東側交差点にて予測を行った。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことよろしいか。

（全員了承）

●新設（5条1項） （仮称）狭山市駅新商業施設  
（事務局説明）

【委員】 西方面からの来店経路が、一旦幹線道路から外れて店舗の北側に回り込むように設定されているが、経路となる道路の概況を教えてください。

【事務局】 経路設定されている道路は、狭山市駅西口駅前の再開発により拡幅され、歩道も整備されており、生活道路ではないため安全上の問題はない。

【委員】 駐車場の夜間最大騒音が環境基準を超えているが、地区の環境騒音と比較して予測値が下回る事を確認している。本件の場合、環境騒音に係る主な音源は鉄道の走行音であり、瞬間的な音圧レベルは環境騒音の記載値を大幅に上回るため、駐車場内の車両走行の影響は非常に小さいと考えられる。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことよろしいか。

（全員了承）

●新設（5条1項） （仮称）ベルク川越むさし野店  
（事務局説明）

【委員】 出入口①付近の敷地境界において、遮音壁を設置するのは南側部分のみか。

【事務局】 そのとおりである。

【委員】 搬入車両の出入庫の軌跡が歩道に乗り上げているように見えるが、実際はどうか。

【事務局】 歩道に掛らないように出入庫をさせる。

【委員】 騒音予測結果は、駐車場の夜間利用制限を踏まえた上での数値か。

【事務局】 そのとおりである。

【委員】 西側の住居3軒が駐車場と隣接しているが、設置者と居住者で協議した結果、防音壁は設置しないこととしたと聞いている。夜間利用制限などにより、夜間最大騒音が環境騒音を下回っていることから、これらの住居に大きく影響を与えるものではないと考える。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことよろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項） 高坂ファッションモール  
(事務局説明)

【委員】 出入口Bは、出庫専用か。

【事務局】 そのとおりである。看板表示により出口専用である旨周知する。

【委員】 荷さばき施設2で作業を行う車両の出入庫はどこから行うのか。

【事務局】 出入口Aから入庫、出入口Bから出庫する。搬出入作業は、閉店後から午後10時までに行うことになっており、来客車両との交錯はない。

【委員】 計画地東側のピオニウォーク東松山とケーズデンキは道路をまたぐ連絡通路でつながっているが、今回の新設される高坂ファッションモールとの連絡通路を設ける予定はあるか。また、駐車場の相互共用は考えているか。

【事務局】 新たな連絡通路を設ける予定はない。駐車場の共用も考えていない。利用客が他店に駐車して行き来をすることはあると思うが、その場合は、交差点を横断してもらうこととなる。

【委員】 出入口Bについては、交差点が近く、安全上問題があると思われる

るが右折出庫は認めるのか。

【事務局】 右折出庫を制限し、周知を図るよう設置者に指導する。

【委員】 高坂神社東交差点の交通の予測は、ピオニウォーク東松山開店後の交通量を反映してのものか。また、当該交差点の交通量ピーク時はこの時間帯で間違いないか。

【事務局】 予測はピオニウォーク東松山の開店を反映している。ピーク時については、しまむら（小売業者）全店舗の一般的なピーク時間帯を採用しているため、交差点の実際のピーク時を設定した訳ではない。ただし、当該交差点のピークは、ピオニウォーク東松山への来店車両の影響から休日の午後であることはほぼ確実で、設定時間から大きくずれていることはないと考える。

【委員】 設定された時間帯の前後に実際のピークがあり、ピーク時の来台数も実際と大きな差がなければ特に問題ないが、いずれも大きくかけ離れているようであれば、再調査が必要と考える。

【事務局】 設置者に対し、ご指摘の点を確認させる。

【議長】 他に意見がないようなので、県意見に関する事務局案を聞く。

【事務局】 事務局としては法律上の意見は付さず、附帯意見として「出入口Bについて国道407号側への退店は、左折出庫のみとするよう適切な対応を図ること。」を付することとしたい。

【議長】 審議の経緯を踏まえ、事務局案のとおり附帯意見を付することとしてよいか。

（全員了承）

●新設（5条1項） マミーマート蓮田山ノ内店  
（事務局説明）

【委員】 駐車場と臨時駐車場があるが違いは何か。

【事務局】 駐車場の必要台数は経済産業省の指針により算出法が定められており、本件の場合は81台となる。従って、全収容台数245台のうち届出上の台数を最低限の81台とし、残りの164台は届出外の駐車場とした。ただし、特に仕切り等は設けず、一体の駐車場として運用する。

開店後、駐車場の利用実態に合わせて収容台数を減少する際に、届出外の方であれば任意に減らすことが可能なため、こういった届出を行う設置者もいる。

【委員】 来店経路に設定されている交差点3-1及び3-2付近において、来店車両が道路を通らずに隣接するガソリンスタンドの敷地内をショートカットして迷惑をかけることはないか。

【事務局】 当該箇所は、敷地内に車両が進入できる構造にはなっておらず、問題ないと考える。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことでよろしいか。

（全員了承）

●新設（5条1項） コープニツ宮店  
（事務局説明）

【委員】 出入口①の交通処理の検討は行ったか。

【事務局】 県道自体の交通量が少なく、入庫専用の右折レーンを設けることで出入庫の処理は十分可能である旨、交通協議にて確認済みである。

【委員】 出入口①にある横断歩道は公道になるのか。歩行者の安全は問題ないか。

【事務局】 横断歩道及び歩行者通路は、敷地内に設けられたものである。出入口に交通誘導員を配置することで、歩行者の安全確保を図る。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことよろしいか。

(全員了承)

#### イ 変更

- 変更 (6条2項) 合同会社西友所沢駅前店
- 変更 (6条2項) 春日部三井ショッピングセンター
- 変更 (6条2項) 新座ショッピングデパート
- 変更 (6条2項) ベルク深谷稲荷町店  
(事務局説明)

【議長】 意見がないようなので、変更4件について意見は付さないことよろしいか。

(全員了承)

#### 3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成23年1月13日

議 長 ( 森田委員 )

議事録署名委員 ( 大畑委員 )

議事録署名委員 ( 松村委員 )